

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公開番号】特開2004-314940(P2004-314940A)

【公開日】平成16年11月11日(2004.11.11)

【年通号数】公開・登録公報2004-044

【出願番号】特願2004-64196(P2004-64196)

【国際特許分類】

B 6 2 J 15/00 (2006.01)

B 6 2 J 9/00 (2006.01)

B 6 2 K 5/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 J 15/00 B

B 6 2 J 9/00 G

B 6 2 K 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月7日(2007.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車輪を覆うフェンダの傾斜面部に下方に凹む収納凹部を設けるとともに、該収納凹部の開口部を開閉するリッドを摺動可能に設け、前記収納凹部の周囲には該収納凹部よりも浅い周囲凹部が全周にわたって形成されており、また該周囲凹部の前記収納凹部側の境界縁部全周に上側に突出する隔壁部が形成されていて、前記リッドの裏面には閉状態で前記周囲凹部に全周にわたって当接するシール部材が設けられていることを特徴とする鞍乗り型車両の収納部構造。

【請求項2】

前記収納凹部は前記フェンダに一体成形されていることを特徴とする請求項1記載の鞍乗り型車両の収納部構造。

【請求項3】

前記収納凹部を有する収納凹体が前記フェンダとは別体とされ、該収納凹体が前記フェンダに設けられ前記リッドを軸支する支持部を備えたことを特徴とする請求項1記載の鞍乗り型車両の収納部構造。

【請求項4】

前記収納凹部よりも浅い周囲凹部は前記収納凹部に一体に形成されていることを特徴とする請求項3記載の鞍乗り型車両の収納部構造。

【請求項5】

前記リッドの裏面側から延出する連結アーム部が、前記周囲凹部の下部位置に形成された貫通穴を通過して、前記フェンダの裏面側の摺動支持部に回動可能に連結されていることを特徴とする請求項2記載の鞍乗り型車両の収納部構造。

【請求項6】

前記摺動支持部には前記リッドを開方向に付勢するスプリングが設けられていることを特徴とする請求項5記載の鞍乗り型車両の収納部構造。

【請求項7】

前記車輪は左前輪であることを特徴とする請求項1乃至6のいずれか一項記載の鞍乗り型車両の収納部構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記目的を達成するために、請求項1に係る発明は、車輪（例えば実施形態における左前輪12（12a））を覆うフェンダ（例えば実施形態における左前フェンダ部31）の傾斜面部（例えば実施形態における傾斜面部33）に下方に凹む収納凹部（例えば実施形態における収納凹部35）を設けるとともに、該収納凹部の開口部（例えば実施形態における開口部41）を開閉するリッド（例えば実施形態におけるリッド70）を揺動可能に設け、前記収納凹部の周囲には該収納凹部よりも浅い周囲凹部（例えば実施形態における周囲凹部44）が全周にわたって形成されており、また該周囲凹部の前記収納凹部側の境界縁部全周に上側に突出する隔壁部（例えば実施形態における隔壁部49）が形成されていて、前記リッドの裏面には閉状態で前記周囲凹部に全周にわたって当接するシール部材（例えば実施形態におけるシール部材89）が設けられていることを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項3に係る発明は、請求項1に係る発明において、前記収納凹部を有する収納凹体（例えば実施形態における収納凹体118）が前記フェンダとは別体とされ、該収納凹体が前記フェンダに設けられ前記リッドを軸支する支持部を備えたことを特徴としている。

請求項4に係る発明は、請求項3に係る発明において、前記収納凹部よりも浅い周囲凹部は前記収納凹部に一体に形成されていることを特徴としている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項5に係る発明は、請求項2に係る発明において、前記リッドの裏面側から延出す連結アーム部（例えば実施形態における連結アーム部75, 76）が、前記周囲凹部の下部位置に形成された貫通穴（例えば実施形態における貫通穴50, 51）を通過して、前記フェンダの裏面側の揺動支持部（例えば実施形態における揺動支持部58, 59）に回動可能に連結されていることを特徴としている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項6に係る発明は、請求項5に係る発明において、前記揺動支持部には前記リッドを開方向に付勢するスプリング（例えば実施形態における回動付勢スプリング91）が設けられていることを特徴としている。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項7に係る発明は、請求項1乃至6のいずれか一項に係る発明において、前記車輪は左前輪であることを特徴としている。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項1に係る発明によれば、フェンダの傾斜面部に下方に凹む収納凹部を設けるとともに、この収納凹部の開口部を開閉するリッドを揺動可能に設けたため、フェンダの外表面からの出っ張りを防止できる。したがって、外観性を向上させることができる。また、フェンダの傾斜面部に下方に凹む収納凹部を設けたので、出っ張りを防止した上で収納スペースを広くでき開口部も広くできる。したがって、十分な収納量を確保でき、収納作業性を向上させることができる。さらに、フェンダの傾斜面部に下方に凹む収納凹部を設けていることから、収納作業性を向上させるためにこの収納凹部の開口部を開閉するリッドを大きく開くようにしても収納凹部から収納物が落下することがない。したがって、収納物を落下させることなく、収納作業性を向上させることができる。しかも、収納凹部が傾斜面部に形成されていることから、収納凹部の水平方向の断面積よりも開口部の開口面積の方が大きくなるため、収納作業性をさらに向上させることができる。

収納凹部の周囲にこの収納凹部よりも浅い周囲凹部が全周にわたって形成されているため、この周囲凹部に閉状態のリッドを嵌め込むことができ、フェンダと閉状態のリッドとを面一にすることができる。したがって、外観が良好になる。また、リッドが閉状態では裏面に設けられたシール部材が周囲凹部に全周にわたって当接するため、収納凹部内に雨水等が入り込むことを防止することができる。したがって、収納凹部の確実な防水性を確保することができる。しかも、閉状態のリッドをシール部材で開方向に付勢することができるため、閉状態のリッドの遊びによるがたつきを規制することができる。したがって、走行中にリッドががたついて異音が生じることを防止できる。

周囲凹部の収納凹部側の境界縁部全周において上側に隔壁部が突出するため、収納凹部内に雨水等が入り込むことを隔壁部によって確実に防止することができる。したがって、収納凹部の確実な防水性を確保することができる。また、この隔壁部に閉状態のリッドのシール部材を当接させれば、シール部材を大きく変形させることができ、閉状態のリッドをシール部材で開方向に強く付勢することができるため、閉状態のリッドの遊びによるがたつきを確実に規制することができる。したがって、走行中にリッドががたついて異音が生じることを確実に防止できる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項3に係る発明によれば、フェンダとは別体とされた収納凹部にリッドを軸支する支持部が備えられているため、フェンダ側にリッドを軸支する場合に比してコンパクトにできる。また、収納凹部と支持部との位置が出しやすい。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項5に係る発明によれば、リッドを大きく揺動させて収納凹部を大きく開口させるためにリッドの連結アーム部を収納凹部よりも外側の周囲凹部に形成された貫通穴を介してフェンダの裏面側の揺動支持部に支持する構造を採用した場合に、このとき形成される貫通穴を周囲凹部の下部位置に形成することで周囲凹部に進入した雨水をシール部材外側の周囲凹部で案内し良好に貫通穴から排出させることができる。したがって、周囲凹部に雨水が溜まるのを防止できる。

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項6に係る発明によれば、リッドの裏面側に設けられたシール部材の付勢力に加えて揺動支持部のスプリングの付勢力で閉状態のリッドを開方向に付勢するため、閉状態のリッドの遊びによるがたつきを確実に規制することができる。したがって、走行中にリッドががたついて異音が生じることを確実に防止できる。しかも、スプリングの付勢力でリッドの開作動を助勢するため、円滑な開作動が可能である。

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項7に係る発明によれば、左前輪のフェンダに収納凹部が設けられているため、例えば停車中に乗員が跨った状態で右手のブレーキレバーを握った状態のまま左手だけで良好にリッドを開閉して収納物を出し入れすることができる。